

(1) 処分庁は、請求人に対し、平成21年9月29日付けで生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護（以下「保護」という。）を開始したこと。

(2) 平成22年9月8日に請求人の妻が来所し、妻の「求職活動状況・収入申告書」を提出したこと。

また、9月中には、仕事が決まる見通しとの申し出から10月分の保護費は窓口支給となったこと。

その際、処分庁は、保有を認めていない車の借用・所有並びに日常生活における利便のため運転を一切しないことを法第27条に基づく指導指示書により指示したこと。

(3) 平成22年10月5日の保護費支給日に請求人は保護費の受領に処分庁を訪れなかったこと。

また、処分庁は、平成22年10月5日、8日、29日に連絡先として知らされていた請求人の妻の携帯電話へ連絡するが応答がなく、担当員へ連絡を求める伝言を留守番電話サービスに残したが、担当員への連絡はなかったこと。

(4) 平成22年11月5日の保護費支給日に請求人は保護費の受領に処分庁を訪れなかったこと。

また、処分庁は、同日、請求人の妻の携帯電話へ連絡するが応答がなく、担当員へ連絡を求める伝言を留守番電話サービスに残していること。

(5) 処分庁は、平成22年11月8日に請求人宅を訪問して呼び鈴を押し、また、ドアをノックするも反応がなく、担当員へ連絡を求める内容の連絡票を差し置いたこと。

(6) 処分庁は、平成22年11月10日に請求人宅を訪問し不在連絡票を差し置いたこと。

そして、その連絡票には次のことが記載されていたこと。
「11月中にご連絡をいただけない場合には、廃止としてあつかいます。至急、ご連絡ください。」

(7) 処分庁は、平成22年11月11日にケース診断会議を開催し、請求人と1か月以上連絡がとれず、収入状況等生活実態が確認できず適正な保護の実施ができないことから法第28条第4項に基づき、本件処分を決定し、同日付けで本件処分通知を送付したこと。

その通知には次のことが記載されていたこと。

- ① 停止した保護の種類
生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
- ② 停止する時期
平成22年10月1日から
- ③ 停止の理由
失踪により停止する。

(8) 平成22年11月18日に請求人の妻から処分庁に電話連絡があったこと。
そして、その内容は、連絡を怠っていたことの謝罪と保護費の支給を求めるものであったこと。

(9) 平成22年11月25日に請求人が処分庁を訪れ、保護の再開を求め、処分庁は、請求人に対し、平成22年12月8日付けで、保護を再開したこと。

2 判断

(1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、法第5条によれば、これは「この法律の基本原則であって、



この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」とされている。

- (2) 法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同第2項によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

そして、具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日 厚生省発社第123号厚生事務次官通知)によれば、保護の要否及び程度は、毎月ごとに当該世帯につき認定した最低生活費と実施機関が認定した収入との対比によって決定することとされている。

- (3) 決定に係る実施機関の調査等については、法第28条第1項によれば「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とされ、調査に協力しない場合には、同第4項によれば「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」とされている。

その対応については、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局課長事務連絡の問13-37(生活保護手帳別冊問答集(2010)427ページ)によれば、「現に保護受給中の者について、保護の決定のために必要な調査に協力しないような場合」には「その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、法第27条に基づく文書による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきである。」とされている。

- (4) ところで、行政手続法第14条によれば、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされている。

それを本件処分通知についてみると、停止の理由を「失踪」としているが、上記認定事実(7)で明らかなおり本件処分が法第28条第4項に基づくものであることからすれば、「失踪」の認否を争点とするまでもなく、本件停止理由は、事実とは異なり、この点で本件処分は、違法である。

- (5) 次に、処分庁が本件処分の根拠としている法第28条第4項の適法性についてみる。

上記認定事実(3)~(6)で明らかのように、請求人は2か月にわたり保護費の受領をしなかった。また、担当員が連絡先として知らされていた請求人の妻の携帯電話へ連絡しても応答がなく、さらに、請求人宅への2度の訪問調査及び不在連絡票を差し置いても応答がない態度は、処分庁が、請求人が立入調査を拒否等したと判断したとしてもやむを得ない状況と認められる。

しかしながら、上記判断(3)で示したとおり、現に保護受給中の者について、調査に協力が得られない事実がある場合には、法第27条に基づく文書による指導又は指示を行い、なお協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきとされている。

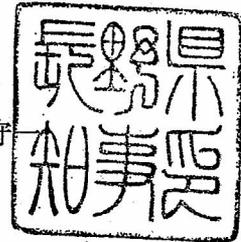
四二〇二

処分庁が、法第27条に基づき、文書により調査に応じるよう具体的に指導指示した
事実は認められず、この点からも本件処分は不適法である。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用
して、主文のとおり裁決する。

平成23年3月4日

長野県知事 阿部 守



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内
に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った
日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過
すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長とな
ります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知
事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった
日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができな
くなります。)

上記は謄本です。

平成23年3月4日

長野県知事 阿部 守

